

育児・介護休業法がわかりました①

2ヶ月延長されました
すべての父親がとれます
もう一度とれます

改正育児・介護休業法の一部が、平成22年6月30日から施行されました。育児休業に関する主な改正点は、①父母がともに育児休業を取得する場合の取得可能期間が2ヶ月延長、②全ての父親が取得可能、③産後8週以内に育児休業を取得した父親の再取得が可能などです。父親も子育てに参加しやすい働き方を目指し、制度が改正されました。

改正内容の概要

改正前

父母がともに育児休業を取得する場合、子どもが1歳に達するまで

改正後

子どもが1歳2ヶ月に達するまでに延長

配偶者が専業主婦(夫)の場合、育児休業の対象外にできる規定あり

規定が廃止され、全ての父親が育児休業を取得できる

育児休業は原則として1回限り

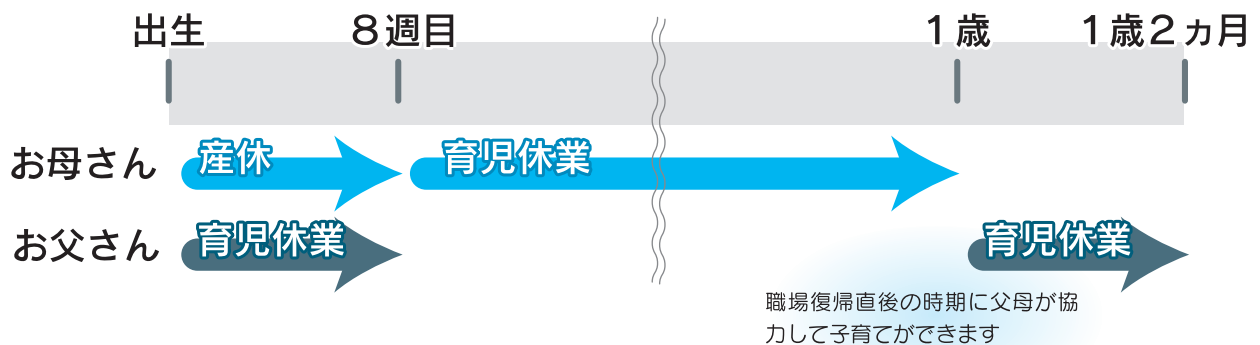
妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合は、再取得ができる



育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成3年法律第76号)

育児休業の取得例



●育児・介護休業法の詳しい情報をご覧ください
厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

●働く女性に役立つ情報をご覧ください
財団法人21世紀事業団
<http://www.jiwe.or.jp/index.html>



問 政策部 男女参画課
☎ (23)9141 担当:元澤

～男女がともに子育て、介護をしながら働き続けることができる社会を目指して～